「原発なくそう！九州玄海訴訟」第４次提訴声明

私たちは、本日、６７１名の原告をもって、国と九州電力を被告とし、玄海原発の全ての稼働差止等を求める第４次訴訟を佐賀地方裁判所に提起した。第１次から第３次原告と合わせて、４９２３名の原告を擁する歴史上最多数の原発訴訟である。

昨年３月１１日の福島第１原発事故による被害は、将来の健康被害を含め、いまだその全容が明らかにならないほど甚大である。私たちは、福島第１原発事故の被害を経て、このような危険な結果を生み出す原子力発電という方法を人類は選択してはならないとの思いに至り、本件訴訟を提起した。

国民世論は、福島第１原発事故を目の当たりにして、脱原発の意見が多数となっている。さらに、現在においても福島第１原発事故の原因も解明されていない上、過酷事故を受けて策定されるはずの新たな安全審査指針の策定もされていないし、その新たな指針に基づいた審査もされていない。しかるに、電力会社は原発再稼働に向けて新たな夏の電力不足等をプロパガンダし、さらに政府は「国民の生活を守る」との理由で、６月１６日、大飯原発３・４号機の再稼働を決定した。

ところが、福島第１原発事故により、原発事故の深刻な影響は地元自治体だけではなく、数十ｋｍ、数百ｋｍ離れていても存在することが明らかとなったことにより、以上のような政府や電力会社の動きに対する国民の強い反発を招いている。６月からは毎週金曜日の夕方、数万人が参加する首相官邸デモが現在に至るまで続いている。また、原発立地自治体以外の自治体でも“地元自治体だけの同意で再稼働は許さない”として、電力会社との安全協定（立地自治体並の安全協定）を求める動きが強まっている。

また、九州地方では、今年の夏、最高気温が３５度以上の猛暑日が続いたが、原発なしで十分に電力需要に対応できたことが既に証明された。それゆえ、原発は不要であることが一層はっきりした。

私たちの圧倒的多数の集団提訴が引きも切らず続き、本年６月１５日の第１回口頭弁論には原告側４５０人が裁判所に集まったこと（佐賀地裁の史上最大規模）は、原発を許さない世論が大きくなっていることの証左であるし、政府や電力会社の姿勢や態度が変わらなければ、さらに燎原の火のごとく原告参加は増え続けていくと確信している。

私たちは、さらに第５次以降の提訴を行いつつ、まずは国と九州電力に玄海原発全ての稼働差止、その先に廃炉を求め、さらに政府等に我が国の他の原発の稼働差止とその先の廃炉を求める。

上記のとおり声明する。

２０１２年８月３１日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団